

令和6年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和6年7月1日から令和6年9月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	クビアカツヤカミキリ防除対策業務	令和6年7月1日	一般財団法人 富田林市公園緑化協会	契約日の翌日 ～ 令和7年2月14日	1,062,600	市管理施設内において、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる桜木等の被害に対し、防除のための樹幹注入を実施する。また、市民に対し被害木への効果的な対策を提案するなどの支援を実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの防除対策業務は、本市における地域環境や樹木等の状態を把握し、樹木医としての専門知識を十分に活かす事のできる一般財団法人富田林市公園緑化協会に随意契約するもの。
環境衛生課	事業系ごみ専用処理券（もえるごみ用シール）の印刷	令和6年7月26日	赤坂印刷株式会社 大阪支店	— 令和6年8月30日	1,201,200	事業系ごみ専用処理券（もえるごみ用シール）の印刷	地方自治法施行令167条の2第1項第8号	7月11日執行の入札において、不調となったが在庫も少なく業者が購入に来るため至急必要になるので、入札に参加のあった業者と特命随意契約を行うもの。
人権・市民協働課	ベスレヘム市姉妹都市提携60周年記念事業業務	令和6年7月9日	富田林・ベスレヘム姉妹都市協会	契約日 ～ 令和6年12月31日	1,320,000	本市の姉妹都市である米国ベスレヘム市との提携60周年事業を実施する業務 標記委託業務の内容について、以下の通り定める。 (1) ベスレヘム市からの交換学生と小中学生との英語による交流会に関する事 (2) 記念植樹及びプレートに関する事 (3) 両市によるオンライン交流会に関する事 (4) 60周年記念事業やベスレヘム市からの交換学生の受け入れの様子などの動画撮影に関する事	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	毎年度の交流事業は、富田林・ベスレヘム姉妹都市協会が主となって行っており、相手国の事情や本市とベスレヘム市との友好関係について十分に精通している。この事業には、富田林・ベスレヘム姉妹都市協会以外に事業者は考えられず、競争入札に適さない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にも該当することから、富田林・ベスレヘム姉妹都市協会に特命随意契約により業務委託を行う。
市民窓口課	職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための戸籍情報システム改修業務	令和6年9月24日	アトラス情報サービス株式会社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	2,131,800	仮の振り仮名の紐づけ作業および通知書宛名作成用ファイルの出力 （主な作業・機能） ① 仮の振り仮名の戸籍への紐づけ作業 ② 通知書用CSVファイルの出力	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アトラス情報サービス株式会社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍情報システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。今回のシステム改修は、システムの安定稼働を担保したまま実施する必要がある。同社はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	戸籍に振り仮名を追加するための戸籍情報システム改修業務	令和6年9月27日	アトラス情報サービス株式会社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	10,351,000	戸籍に振り仮名を追加するために必要となる機能の整備 ① 戸籍情報システム内の既存戸籍業務に氏名の振り仮名を記載する機能を追加する作業 ② 副本管理システムオプションの連携ファイルに氏名の振り仮名項目を追加する作業 ③ 戸籍事務内連携対応オプションのインターフェース項目に氏名の振り仮名項目を追加する作業	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アトラス情報サービス株式会社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍情報システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。今回のシステム改修業務は、システムの安定稼働を担保したまま実施する必要がある。同社はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	戸籍附票システム改修業務（氏名の振り仮名等を追加するための機能整備作業）	令和6年10月3日	アトラス情報サービス株式会社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	9,196,000	令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、戸籍の附票等の記載事項等として、氏名の振り仮名が追加されることになりました。よって、戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記のために直接的に必要となる機能に関する整備を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アトラス情報サービス株式会社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍附票システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。今回のシステム改修業務は、システムの安定稼働を担保したまま実施する必要がある。同社はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	令和6年度戸籍情報システム標準化移行支援業務	令和6年8月28日	アトラス情報サービス株式会社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	2,890,800	本業務は、戸籍情報システム（戸籍及び戸籍附票）について、標準準拠システム移行のための影響調査、業務分析、文字同定等を実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アトラス情報サービス株式会社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍情報システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。今回のシステム改修業務は、システムの安定稼働を担保したまま実施する必要がある。同社はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。